

カルテル及び贈収賄防止に関するベーシックポリシー

このベーシックポリシーは、「企業倫理規範・行動指針」の精神を基礎とし、特にカルテル及び贈収賄の防止を確固たるものとするムラタの経営姿勢をより明確化するために制定するものです。

私たち、村田製作所、そのグループ会社、役員、及び従業員は、このベーシックポリシーを遵守することが強く求められ、その違反に対しては、社内規則及び関連法規に則り、懲戒処分の対象となります。

◆カルテル防止のためのベーシックポリシー

1. 私たちは、自由な市場と公正な事業活動を実現するという競争法・独占禁止法の目的を理解し、その定めを遵守します。
2. 私たちは、競争関係にある全ての企業（「競争会社」と言います）との間で、公正かつ独立の関係を維持し、自由競争を阻害する価格協定などの行為を一切しません。
3. 私たちは、価格、コスト、利益、市場シェア、生産能力、販売条件、サプライチェーン、販売地域、顧客、その他の競争に影響を与える可能性のある事項（まとめて「センシティブ事項」と言います）について、競争会社との間でいかなる合意もしません。
4. 私たちは、いかなる場合でも、センシティブ事項に関する情報を、直接または間接であるかを問わず、競争会社に提供せず、これを競争会社から受領しません。
5. 私たちは、競争会社のセンシティブ事項に関する情報を、意図せず入手してしまった場合には、情報の入手先を明確にしたうえで、これを直ちに下記の主管部門に報告し、その指示に従います。
6. 私たちは、競争会社との会合や組織体（業界団体を含む）について、その目的が競争法・独占禁止法の禁じる市場の独占又は自由競争の阻害にあたるものではないかを厳しく問い、適法性に疑問のある会合や組織体については、これが公式であるか非公式であるかを問わず、直ちに脱会します。
7. 私たちは、たとえ競争会社との適法な会合や組織体であっても、その参加に先立ち所属長の了解を得るとともに、競争法・独占禁止法遵守の意思を他の参加者に明確に伝え、これを守ります。

◆贈収賄防止に関するベーシックポリシー

1. 私たちは、公正な市場と公正な業務を守るという贈収賄禁止法・背任禁止法・公務員倫理法の目的を理解し、その定めを順守します。
2. 私たちは、取引のある全ての関係者との間で、公正かつ明朗な関係を維持し、贈賄または倫理違反にあたる行為を一切しません。
3. 私たちは、法令及び商習慣に照らして明白かつ確実に許される場合を除いて、自ら直接であるか第三者を通じて間接であるかを問わず、かつ、公務員又はこれに準じる者であるか民間企業の役員、職員、従業員であるかを問わず、金銭、贈物、接待、旅行、優遇、試供品の供与その他一切の利益または便宜（まとめて「便益」と言います。）の提供を、会社の経費によるか個人のポケットマネーによるかに関わらず一切行わず、その申し出もしません。例外的に、業務上の必要性から、法令及び商習慣に照らして明白かつ確実に許される接待・贈答、試供品の供与などの便益提供を行う場合は、必ず事前に所属組織の上長にその内容を報告し、了解を得ます。
4. 私たちは、法令及び商習慣に照らして明白かつ確実に許される場合を除いて、直接・間接であるかを問わず、業務に関連して、何らかの便益を受けたり、これを要求したりしません。例外的に、業務上の必要性から、法令及び商習慣に照らして明白かつ確実に許される接待・贈答、試供品の供与を受ける場合は、必ず事前に所属組織の上長にその内容を報告し、了解を得ます。
5. 私たちは、ムラタグループの事業及び業務に関わるサプライヤー、請負業者、販売業者、エージェンツ、コンサルタント等の第三者に対しても、このベーシックポリシーと同様の社内ルールを設け、これを遵守することを求めます。
6. 私たちは、上記ルールの遵守を担保するために所属会社・部門に適用される接待・贈答に関する手続を遵守します。

◆問い合わせ先

カルテル行為、贈収賄行為、その他本ベーシックポリシーに違反する、もしくはそのおそれのある事実気づいたときは、速やかに、各社のコンプライアンス通報窓口、又は、下記主管部門にご連絡ください。

競争法違反、カルテル	各会社を管轄する法務部門
贈収賄/接待・贈答	各会社を管轄する総務部門

以上